

第2回「民都・大阪」フィランソロピー会議 議事概要

1 日時 平成30年6月1日（金） 13時から14時まで

2 場所 りそなグループ大阪本社ビル 24階 大会議室

3 出席者

池内 啓三	学校法人関西大学理事長
岩田 敏郎	社会福祉法人聖徳会理事長
大槻 文藏	公益財団法人大槻能楽堂理事長
久保井 一匡	公益財団法人小野奨学会理事長
高 亜希	認定特定非営利活動法人ノーベル代表理事
阪田 洋	大阪府・大阪市副首都推進局副首都企画推進担当部長
清水 由洋	学校法人近畿大学 理事長
白井 智子	特定非営利活動法人トイボックス代表理事
施 治安	「大阪を変える100人会議」顧問
出口 正之	国立民族学博物館教授
早瀬 昇	社会福祉法人大阪ボランティア協会常務理事
藤田 清	公益財団法人藤田美術館館長
堀井 良殷	公益財団法人関西・大阪21世紀協会理事長
松井 芳和	大阪府・大阪市副首都推進局副首都企画推進担当部長
森 清純	公益財団法人大阪コミュニティ財団専務理事

4 議題

- 議題1 「民都・大阪」フィランソロピー会議のメンバーの選任について
- 議題2 「フィランソロピー大会 OSAKA2018」、フィランソロピー都市宣言について
- 議題3 民間公益活動促進のための休眠預金等活用について

5 会議資料

次第・配席図

- 資料1 「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿（案）
- 資料2 フィランソロピー大会 OSAKA2018
- 資料3 フィランソロピー都市宣言について
- 資料4 民間公益活動促進のための休眠預金等活用について

6 議事要旨

(事務局 橋本 副首都推進局企画担当課長)

皆さん、お揃いになりましたので、ただ今より第2回「民都・大阪」フィランソロピー会議を開催させていただきます。メンバーの皆様には、お忙しい中ご出席賜り厚く御礼申し上げます。本日は、14時まで会議をさせていただいた後、この建物の地下講堂に場所を移し、14時30分より、第1回フィランソロピー大会を開催させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、前回の第1回会議同様、情報発信の一環としまして、この会議はメディアに公表させていただきます。

まず、本日の議題に入る前に、配布資料の確認をさせていただきます。次第、配席図のほか、資料1としまして、「民都・大阪」フィランソロピー会議メンバー名簿(案)。次に、資料2としまして、「フィランソロピー大会 OSAKA2018」、資料3としまして、フィランソロピー都市宣言について。最後に資料4としまして、休眠預金等活用についてをお配りしております。

また、机上に参考資料を配布しております。資料3のフィランソロピー都市宣言の参考としまして、本日の大会で配布するアンケートと前回第1回会議におけるフィランソロピー都市宣言に関する資料、また、資料4の休眠預金の関係では、内閣府の法律説明資料、休眠預金活用の基本方針の概要、指定活用団体の公募要領をお配りしております。参考資料は計5種類となっております。ご確認をお願いいたします。

では、この先の進行は出口議長をお願いいたします。

(出口 議長)

それでは、これより第2回「民都・大阪」フィランソロピー会議の議事を進めさせていただきます。先ほどご案内のとおり、会議終了時刻は14時を予定しておりますので、円滑な議事の進行にご協力をお願いいたします。

議事に入る前ですが、前回ご欠席でいらっしゃった公益財団法人藤田美術館の藤田館長にご出席いただいております。藤田館長より、自己紹介も兼ねて一言ご挨拶をお願いします。

(藤田 藤田美術館館長)

ただいまご紹介いただきました藤田です。前回は都合がつかず欠席させていただきました。藤田美術館は大阪、明治の実業家、藤田傳三郎が個人で収集した美術品を展示する美術館として昭和29年に開館し、60年以上が経過しております。ただいま建替え工事を実施しており、2021年の開館を目指してリニューアルを計画しております。

藤田美術館は太閤園の隣にあり、造幣局にも近く、大阪市の公園にも隣接し緑豊かな場所に位置しております。私共も、その建替えリニューアルを検討する中で、美術館を単に建て替えるだけではなく、また単に美術品をご覧になれる方だけが訪れるのではなく、美術品を中心に色々な方々が集い、つながる場所にできればいいなと思っていたところに、様々な分野の枠を超えて設立される「民都・大阪」フィランソロピー会議へのお声がけをいただきました。

皆様方の中で、私自身がどのように関わられるのか分からない部分もありますが、一緒にやらせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

議題1 「民都・大阪」フィランソロピー会議のメンバーの選任について

(出口 議長)

藤田館長ありがとうございました。では、早速、議事にうつりたいと思います。議題1、会議メンバーの選任でございます。会議に新しく加わる方がいらっしゃいます。資料1のリストに、アスタリスクのついているノーベルの高代表理事様と関西・大阪21世紀協会の堀井理事長様のお二人を新たに選任するものです。本件に関して、何かご質問がございましたら。

(施 「大阪を変える100人会議」顧問)

私から2点ご提案があります。もちろん、高さんと堀井さん、お二人に会議に入っていただくことには大歓迎で異論はないんですが、本日このあとの大会でも、全国の皆さんにこの会議のことを広く発信していくので、この先、会議メンバーに参加したいという、個人や団体の皆さんがでてくると思います。そんな時の対応も必要になってくると思うので、今回は時間がないと思うので次回の会議でいいので、会議メンバーの参画の考え方や、今後の会議運営について、ルールなり運用なりを整理してはどうかと思います。

(早瀬 大阪ボランティア協会常務理事)

関心が高まれば、今後そういう声もでてくるかもしれませんね。

(出口 議長)

ありがとうございます。ただ今のご指摘は、今後新たに加わりたいとおっしゃられるメンバーについての考え方と、会議の運営をどうしていくかという問題と2つあると思います。一度、施さんの方でもアイデアを出して、事務局と整理していただき、次回の会議にご提案していただければと思います。本日のお二人に関しては、前回の会議で定めた会議規約に則って、この場での選任ということになります。そのような形でよろしゅうございますか。

— 異議なしの声 —

では、あと1点の方は。

(施 「大阪を変える100人会議」顧問)

いま、この会議には資金・人材・情報の3つの分科会がありますが、私が中心になって4つ目の分科会、「共創」、「ともにつくる」と書いて「きょうそう」と読みます、いわばco-creationの分科会の設立を考えています。最初は協働ということも考えましたが、お互いを支援しあう協働ということよりも、行政・企業・地域・NPOなどが一つのテーマで創りあげていくという意味合いで共創としました。

イメージとしては、一つのテーマで半年間ワークショップを行い、パイロットプロジェクトの創出まで出口としては落とし込んでいくような。最初はキーパーソンで少数で議論をはじめ、最後は多くの方に参画いただき、プロジェクトにつなげたいと思っています。テーマもどんどん増やしていったらいいのですが、当初のテーマは2つ考えており、まずは「こども」。貧困の課題や教育まで幅広いテーマになるんですが、それぞれで支援を行っている団体と一緒にパワーアップさせていけるような分科会。2つ目は、先ほど藤田館長の話にも近隣の資源も含めて、といった

ことがありましたが、公園を切り口にしたもので、公園を地域の活動拠点として企業やNPOが集う新しい形を考えていければ、と思っています。

(出口 議長)

ありがとうございます。特にこれに関して何か質問等ございますか。

無いようですので、それではこの地域の課題を考える「共創」の分科会については、施さんをリーダーとしまして、目標やメンバーを整理いただいて、準備が整えば検討に入っていただくということで。またメーリングリストを積極的に活用いただいて、情報共有や迅速な意思決定を図っていただければと思いますのでよろしく願いいたします。

それでは、議題の方ですが、前回の会議で決定しました会議規約により、高さんと堀井さんのお二人を選任させていただくことについてはよろしゅうございますか。

— 異議なしの声 —

ありがとうございます。お二人に会議メンバーとして参画いただきます。では、メンバーになられたお二人から一言ご挨拶をいただきます。まず五十音順で高さんから。

(高 ノーベル代表理事)

認定特定非営利活動法人ノーベルの高 亜希と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私共の法人は大阪で、熱を出した子どもさんを働く親御さんにかわってお預かりする、病児保育事業を行っております。子育てと仕事の両立ができる社会づくりをしていきたいと思っております。最近のテーマでは、社会全体での子育てということを掲げております。

この会議にお集まりの皆さんにも担い手づくりや支援といった課題はあるかと思いますが、今ある資源をどううまく活かしてつなげていけるかということ今年に掲げておりました、このフィランソロピー会議の中で、皆様のご意見等をお聞かせいただきながら勉強させていただければと思います。

(出口 議長)

ありがとうございます。高さんは、かつて日本財団の1億円助成プロジェクトの獲得者でもあります。当時、プレゼンを拝見しておりましたが、非常に説明が上手く説得力があった印象がございました。実力派の社会的企業家のリーダーだと思います。では続きまして、堀井理事長にお願いします。

(堀井 関西・大阪21世紀協会理事長)

公益財団法人関西・大阪21世紀協会の堀井でございます。メンバーに選任いただきありがとうございます。この「民都・大阪」フィランソロピー会議というのは、民による社会の活性化に向けて、まさに21世紀協会がこの35年間取り組んできたことと同じ目的であると感じました。21世紀協会の取組みはどちらかというと文化・芸術の面が強いですが、この会議は、社会の各分野の方々を、横断的に組織された会議ということで、あらゆる社会の課題に対する民の力を横つなぎにするという画期的な取組みです。いろいろと教えていただき、皆さんと一緒にやっていたらと思っていますのでよろしくお願いいたします。

(出口 議長)

ありがとうございました。二人の有力な新メンバーも加わりましたので、さっそく次の議題へうつりたいと思います。

■議題2 「フィランソロピー大会OSAKA2018」、フィランソロピー都市宣言について

(出口 議長)

議題2のフィランソロピー大会と都市宣言です。事務局より資料の説明をお願いします。

(事務局 橋本 副首都推進局企画担当課長)

ではまず、資料2のフィランソロピー大会についてご説明いたします。会議メンバーの皆さまにはこの間、大会の開催に向けた広報等についてご協力賜り、改めて厚く御礼申し上げます。それでは本日の大会について、この場で簡単にご説明させていただきます。

第1回のフィランソロピー会議のご議論を踏まえまして、本日の大会の開催に向けて、早瀬さんや施さんを中心に検討・準備を進めてまいりました。この場をお借りしまして事務局より重ねて御礼申し上げます。お手元の資料2の1ページ目の中ほどより記載しておりますが、本日の大会は2部構成となっております。第1部は基調講演や本会議設立の報告、本取組みに対する応援メッセージ、フィランソロピー都市宣言などで構成しております。次に2ページ目ですが、その後、休憩をはさみ、第2部は早瀬さんをコーディネイターとして、ご来場の皆さんに参加していただくプログラムとなっております。

また、参考資料として机上に別途配布しておりますアンケートで、ご来場の皆さんにフィランソロピー都市宣言に対する賛同を募集します。

最後に、資料2ページ目の下、少し先になります。来年の6月頃に第2回大会を予定しております。内容としましては、これから具体的な検討が進む分科会の検討結果の発表などを行ってはどうかと考えておりますが、現時点でご意見等ございましたらお願いいたします。

続いて、資料3、フィランソロピー都市宣言について説明いたします。本日の大会で都市宣言として発表する宣言文につきまして、第1回会議で皆さまよりいただきましたご意見を踏まえまして、下線部分を追記・修正しております。資料の2ページ目には、第1回会議でいただいた意見を踏まえた主な修正点を記載しております。課題解決のための新しい鍵として非営利セクターと政府との協働の視点を記載などでございます。

資料の3ページには今後の進め方としまして、都市宣言につきましては、大会で宣言文を発表したのち、会議メンバーの皆さまからも、それぞれのツールを活用いただくなどにより幅広く発信していただき、事務局では宣言文の英訳などを進めるとともに、事務局HPで賛同者を募集してまいります。まずは本日の大会の参加者にアンケートで賛同を募り、大会後、HPに掲載してまいります。その後も賛同者を募り、定期的にリストを更新してまいりたいと考えております。

また、2月の第1回会議におけるフィランソロピー都市宣言の関係資料を参考資料としてお配りしております。説明は以上です。どうぞよろしくご説明いたします。

(出口 議長)

この間、大会の開催に向けて皆様方のご協力ありがとうございました。

最近のNPO関係のシンポジウムでは、参加型のスタイルが多くみられますが、本日の大会も第2部は参加型のプログラムになっているということです。

また、本日の大会で都市宣言を発表して、これもメンバーの皆さまで幅広く発信していくということでございます。この件に関して何かございますでしょうか。

それでは、また、来年の第2回大会に向けてもご意見があれば、ということでしたが、何かご意見がありましたら、今伺いますなり、メーリングリストなどで、活発に意見交換していただければと思いますが。今後の向けて自由に意見を出していただければと思いますが、皆さんいかがでしょうか。

特に、この場ではご意見は無いようです。

先日、この会議のメーリングリストを作りましたので、なるべくメーリングリストをご活用いただき、メンバーの皆さんから自由に提案できる場にしたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。色んな意見については、今後とも事務局にお寄せいただいてご対応いただきたいと思っております。

■議題3 民間公益活動促進のための休眠預金等活用について

(出口 議長)

最後に議題3、休眠預金についてです。では事務局お願いします。

(事務局 橋本 副首都推進局企画担当課長)

休眠預金に関しまして、先日、内閣府より指定活用団体の公募要領が公表されております。本日は、民間公益活動の活性化に大きなインパクトをもたらします、この休眠預金活用の動きにつきまして、現状を皆さまと情報共有いたしますとともに、今後、本会議として、この休眠預金の動きにどう対処していくのかにつきまして、皆さんと率直な意見交換、フリーディスカッションを行いたいと考えております。

なお、現在、指定活用団体の公募期間中でもございますので、内閣府の休眠預金等活用審議会の専門委員をされておられる白井さんについては、今後の公募・選考に係る公正な審議の観点で問題が生じるおそれもございますために、本議題の議論からご退席いただきます。

— 白井トイボックス代表理事 退席 —

(事務局 橋本 副首都推進局企画担当課長)

それでは、議題3につきまして、資料をご説明いたします。まず、そもそもの休眠預金についてでございます。最初に参考資料としてお配りしております、内閣府が作成した法律説明資料をご覧ください。この5ページ目でございます。休眠預金というのは、10年以上入出金のない預金をいい、これを民間公益活動の促進に活用しようというものでございます。

同じく7ページ目の上ですが、活用可能な資金は平成26~28年度で毎年約700億円にものぼるとされております。15ページ目には、休眠預金等の活用の流れが示されておりますが、各金融機関から発生する休眠預金は預金保険機構を通じて指定活用団体に交付されます。この指定活用団体が各地域で資金分配団体を選定し、資金分配団体を通じて、個々の民間公益活動を行う団体に休眠預金を助成・交付し、民間公益活動の促進や社会課題解決につなげようというものでござ

います。

少しお戻りいただき、13 ページでございます。休眠預金制度の大きなスケジュールが示されております。この1月に法は施行済みでございます。3月には内閣府が休眠預金活用の基本方針を決定しております。その後、この5月16日に内閣府が指定活用団体の公募要領を公表しております。

お手元には、参考としまして、指定活用団体の公募要領を配布しております。この3ページ目以降に指定の基準について記載がございます。3ページ目の中ほどには、指定にあたっては申請書類に加えて、面接で指定活用団体の使命に対する強い実行・実現意思を有していることなどを確認するとございます。また、さらに指定活用団体には資金の公正かつ効率的な活用を担保する観点から、民間公益活動促進業務の適確かつ公正な実施に支障を及ぼさず、中立的な立場を守る必要があることなどが記載されてございます。また12ページ目には、(1)スケジュールとしまして、申請の受付は10月の1日～5日で行い、その後、秋ごろの審議会を経て、年内に指定予定であること、また(2)としまして、休眠預金制度は前例のない社会実験であり、段階的に規模を拡大させるということで、当初の助成額は20～40億円程度とすることが示されております。

また、13ページ目の中ほどにありますように、指定活用団体の設立準備者と審議会委員・専門委員との接触は厳格に禁止されてございまして、先ほどの白井さんのご退席もこれを踏まえた対応でございます。

14ページ目には、参考としまして、当初想定される指定活用団体の体制、理事3名、評議員10名、事務局20名程度の体制や、運営にかかるコストが約3億円であることが示されております。15ページ目には、指定活用団体の主な作業スケジュールとしまして、年内に指定された後、年度内に役員を選任や業務規程の認可を経て、事業計画を策定することや、来年度から本格的に事業を開始し、資金分配団体の公募・選定を行い、秋頃には助成の第1号案件を行う、という流れが示されてございます。また、お手元には、休眠預金制度の基本方針の概要も参考に配布しております。

このように、社会課題解決への大きな流れとして、休眠預金の活用に向けて具体的な動きが出てきております中、会議の資料4でございます。本日も議論いただく論点としまして、「民都・大阪」の実現や、第2の動脈として新たな資金や人材の流れを構築するうえで、国の動きを踏まえ、大阪で休眠預金の資金分配団体を設立するなど、本制度への対応についてご議論しては、ということも挙げてございます。

資料では、以下、ご議論の参考に資するよう、箇条書きで、今年中に指定活用団体が決まり、その後、資金分配団体が選定され、来年秋には資金分科会に対する休眠預金の助成等が開始されることや、基本方針に記載された資金分配団体に期待される役割をみますと、民間公益活動の担い手に対する資金支援に加え、経営支援や人材支援等の非資金的支援を伴走型で行うことで、自立した担い手育成の中心的な役割が期待されており、「民都・大阪」フィランソロピー会議の目指す方向とも合致していると考えられること、また、こうした検討を進めることが、今後、増加するとみられる遺贈への対応にも資するのではと考えられることを記載しております。

また、他方で、実際に、新たに団体を設立するには、その法人格をどうするのか、必要な組織体制をどう確保するのかといった検討が必要になることも記載しております。

資料の2ページ目には、3月に決定されました基本方針の位置づけや構成、指定活用団体の公

募要領について記載してございます。繰り返しになりますが、今後のスケジュールとしまして、先月に公表された公募要領にそって、10月に申請、今年中に指定活用団体が指定される予定でございます。資料の説明は以上でございます。こうした休眠預金の動きについて本会議でご議論をお願いいたします。

(出口 議長)

ありがとうございます。事務局から、民都を実現し、新たな資金の流れを構築するためにも、資金分配団体等の設立をめざすなど、何らかの対応を検討してはとのご提案でございます。

この話は、内閣府の休眠預金等活用審議会において議論・検討が進められており、東京での議論は進んでおりますが、ここ大阪をはじめ、地方での検討が進んでいるかという、あまり進んでいないのではないかという印象です。

事務局の説明にもありましたが、内閣府の法律説明資料にあった、返還分を差し引いても毎年度700億円が、まさに民間公益活動のために使われるという非常に大きな出来事でございます。実質的に毎年700億円の運用益を生み出す、仮に1%の運用金利としますと、基本財産7兆円と同規模の他に類をみない大規模な財団法人が日本に誕生することになります。

私共のフィランソロピー都市宣言なども考えますと、休眠預金の活用というのは、やはりこの会議で議論していくべき議題ではないかと私自身は考えております。この会議で法人・団体を設立するというものではないのですが、仮にも7兆円規模の財団ができるという話です。こういった規模であれば内閣府にしてもちゃんとしたところに指定活用団体に手を挙げてほしいという思いを持たれているのではないかと思います。ただ、これは公募ですので、公正に進めなければならないというのは言うまでもないことです。先の毎日新聞の報道でも、内閣府の研究プロジェクトで公募しておきながら、裏で「仕込み」をしていたという記事もありましたが、一般の方々のこれだけのお金を動かすにあたって、公募・選定における公正性をどのように担保するかということも大きな課題ではないかと思います。またどうせ大阪では指定活用団体は作れないだろうという前提で本件の議論が進むのも私としてはおかしい話だと思うのであります。

私の意見はともかく、休眠預金に関して、皆さんからのご提案やご意見などをお願いしたいと思います。

例えば、大阪コミュニティ財団さんとしては、この休眠預金についてどのように受け止めておられますか。

(森 大阪コミュニティ財団専務理事)

当財団の事業は、今は助成先も全国に広がっており、広く国内から寄附等を募り、広く集めた資金を、広く全国で活動されている団体さんに交付・助成しておりますことから、入ってくる原資は異なりますが、役割的には、休眠預金の活用と似たような動きもあるのかなと思っております。

(出口 議長)

この動きには、社会的インパクト評価イニシアチブというグループが中核的にやっていて、当初から大阪コミュニティ財団さんも参画されておられると思いますが、こうしたところの会議の

情報は入ってきていますか。

(森 大阪コミュニティ財団)

会議は東京で開催されることが多く、なかなか参加することはできていませんが、情報は適宜入ってきています。

(出口 議長)

学校法人、関西大学さんはいかがですか。

(池内 関西大学理事長)

大学関係でも、私立大学連盟など色々な団体もありますが、こういった話はおりにきておりません。

(出口 議長)

本来なら、国民全員の預金であり、国民全体での議論が必要だと思いますが、何か情報が偏っているという印象もありますね。大槻能楽堂さんはいかがですか。

(大槻 大槻能楽堂理事長)

こうした資金の必要性は芸術分野でも高いと思いますが、この休眠預金について、文化芸術の分野にどのように流していくのか、またその流れをつくる体制をどのように構築していくのか。どういう受け皿があればいいのか、といったことが課題になろうかと思えます。

(出口 議長)

社会福祉法人のほうはいかがでしょう。休眠預金について聞いたことはありましたか。

(岩田 聖徳会理事長)

いや、検討については全く。この休眠預金の活用ということそのものは、社会福祉の世界と少し違うものなのかとも思えます。

ちなみにこの休眠預金というのは銀行の預金だけを指しているのでしょうか。

(出口 議長)

いわゆる預貯金を指します。そもそも 10 年以上出入りの無い預貯金は年間 1,200 億円ぐらいの規模があり、できるだけ払い戻しても 700 億円程度は残るといったことのようにです。

逆に言うと、これも一極集中の問題ではないかと思うんです。預金からおろそうにも通帳や印鑑が手元にあっても、お亡くなりになってる場合には、周りに司法書士などがいらっしゃればおろせるでしょうけど、地方で周りにこれらの方がいなければ何もできない。いわゆる休眠土地と同じで、この問題は、いわば地方の問題ともいえるのではないかと思います。それなら地方の声をしっかりと受け止めて制度設計をしていかなければならないのではないかと思います。

それでは少し自由な意見交換ということで、21 世紀協会さんはいかがでしょう。

(堀井 関西・大阪 21 世紀協会理事長)

この休眠預金の取組み、うちの事業とも親和性のある取組みだという印象です。

21 世紀協会は、70 年万博の記念基金、この基金はもともと財務省の独立行政法人が管理していましたが、これが解散した際に、万博公園自体は大阪府の管理となりましたが、基金については府でも市でもなく国のお金でもないし、広く国民全体のもので国内外に還元すべきだとなりまして、関西の経済界からご推薦をいただき、国会の承認のもとで法令にも規定されて、この基金を 21 世紀協会が管理・運用させていただいているという経過があります。

この万博記念基金について、この 5 年間運用し、毎年 1 億円程度で全国・海外から公募を行い、年間 5・60 件の助成を行っておりまして、公募や審査・配分など、休眠預金の助成等とよく似た事業をしております。

また文化・芸術面では、各方面に呼び掛けて、アーツサポート関西事業として、基金を集めて助成をしております。いま 1 億円ほどの規模ですが、これからコミュニティ財団さんのノウハウも教えていただきたいと思いますし、関西を中心に支援を行っているという事業もしております。

今回の休眠預金について、国の中で、眠っている資金を活用して、地方の創生につなげるという狙いがあるのではと思います。地方の創生につながる取組みについて、地方の代表として大阪が立ち上がり、全国に向けて、大阪が地域創生のためのソーシャルインパクトを起こし、大阪に地方創生のナショナルセンターを持ってくるまたとないチャンスといえるのではないかと。

民によるノウハウの蓄積もあるし、東京以外では大阪しかできる場所はないでしょうし、地方の声を代表して大阪が立ち上がる非常にいいチャンスだと思います。

しかしながら、本日の資料など、勉強すればするほど、あまりにもハードルが高く課題も多いため、東京からしか出てこないのではないかとと思いますが、いやいや大阪も負けてないという声をあげるチャンスでもございます。誰かが一人で仁王立ちできる話でもありませんので、皆さんの知恵や力を出し合ってみてはどうでしょうか。立ち上がってもうまく行くか分かりませんが、やってみる価値はある、というかむしろやってみるべきだと思うのですがいかがでしょうか。

(出口 議長)

ありがとうございます。いま堀井さんの方から、積極的な、地方を代表して大阪からと、ある意味では素晴らしい信念に基づいたご発言がありました。これについて早瀬さんはいかがですか。

(早瀬 大阪ボランティア協会常務理事)

まず、本日配布の法律説明資料にありますように、10 ページから 12 ページに休眠預金等の活用分野と課題例というのがあります。代表的な資金分配事例というのが載っています。そもそもこの法律は議員立法できていて、これらは立法時の議連の資料からの抜粋だったかと思います。

また同じ資料にありますが、この制度では指定活用団体は全国に一つ。資金分配団体について、先の内閣府の公聴会では、全国の各ブロックごとに 10 ぐらいできるのではといわれています。そうすると関西圏で 1 つは資金分配団体ができると思われるのですが、この公募はまだ先で、この国の資料では来年度になってからとされています。また、基本方針において資金分配団体の必要

な役割として、助成・貸付け等の資金的支援のほかに、経営支援や人的支援といった非資金的支援というのにも必要とされています。そういった制度設計・構造ということになっております。

大阪のコミュニティ財団は全国でもかなり大きな規模ですが、他の地方には、ごく小さい草の根的なコミュニティ財団も多くあり、それら経営で努力されているところからは、資金分配団体になりたいといった声もきいています。一般的なコミュニティ財団では、助成額の15%程度の手数料で回しているところもありますが、中々規模が小さいとうまく立ち行かないということもききます。

(出口 議長)

21世紀協会の堀井さんのご提案は、資金分配団体ではなく、指定活用団体を大阪にというものですよね。

(堀井 関西・大阪21世紀協会理事長)

まずは大物を、という提案です。うまくいくかは分かりませんが。

(出口 議長)

休眠預金というのは、民間の資金ではあるけれど用途は公的な意味合いが強い制度。いま、totoや公営ギャンブルのお金は東京に流れていますが、休眠預金も東京となると、ますます東京一極集中が進むこととなります。

我々は、こうした非営利の経済合理性に基づかないお金はぜひ大阪に、というのがこの会議の大きな目的の一つであります。堀井さんのおっしゃられた大阪で指定活用団体を目指すといった動きが出るのは喜ばしいことだと思いますので、ぜひメンバーの皆さんも、こうした動きができれば、いろんな意味でサポートをお願いしたいとそんな風に思っています。

むしろ、大阪ではそのような団体をつくることもできず、この申請もできないほど都市としての力が弱くなったのか、と思われてもいけないのではないかと。地方の代表として大阪から声があがるのなら、皆さんで応援したいと思います。

(施 「大阪を変える100人会議」顧問)

不勉強で基礎的なことになって申し訳ありません。

ナショナルセンターとしての指定が指定活用団体ということで、それを各ブロックで資金分配団体が、現場の民間公益活動を行う団体に助成等を行うということですが、この休眠預金の使い道、民間公益活動とはどのような事業というのは決められているのでしょうか。

(出口 議長)

参考資料として配布されている内閣府の法律説明資料に記載されていますが、8ページに「公益に資する活動とは」として①・②・③で挙げられています。①は子どもや若者の支援、②は生活困難者への支援、③は地域社会の活力低下という例示はあるけれど、これは社会的に困難な状況に直面している地域支援、法律ではこうした活動とされています。

法の趣旨からいうと、既存の制度のはざまにあるものを支援していこうというものだと思います。

すので、地域の内発的な活動に対する支援ということを考えると、こういう制度に対して、地方から真剣に考えて声が上がるといことが求められていることだと思います。

(久保井 小野奨学会理事長)

この法律は各省庁から提案の閣法ではなく議員立法でできたものなんですね。

(出口 議長)

議員立法です。従来の形であれば、各省庁の指定法人という形で資金が管理・運用され、その指定法人に天下り、といった批判があったかと思います。また休眠預金は海外にも事例があり、それを勉強して制度に活かしておられるかと思いますが、その中のごく一部の方が中心に組み立てられたというような意見もあります。

(久保井 小野奨学会理事長)

議連ができて、立法化が進められたということですか。

(早瀬 大阪ボランティア協会常務理事)

議員立法で、共産党以外で超党派の議連ができておりました。たしか共産党は活用の対象が限定的ということで反対されていたように記憶しています。できた法律について休眠預金制度の検討を行う審議会の事務局は内閣府に置かれています。

(出口 議長)

休眠預金は海外でも事例はありますが、海外の非営利セクターは我が国と異なり縦割りになっておりませんので非営利セクター全体に関わりますよと、でも、日本は縦割りになっており、なかなか全体でというわけにはいかない。コミュニティ財団も大阪は日本で一番歴史もあって規模も東京のコミュニティ財団の100倍ほども大きいけれど、こういう検討を行う場合には、最初声はかかるけれど、という状態です。

これは将来的に、休眠土地の問題にも発展していくかもしれない地方の話ですから、「なんとなく東京」でいいや、とはならないのかなと思います。

また、この休眠預金の制度に関連して、既に東京では、今後の事業展開なども見込んで多数の企業や会社も設立されてきています。ある意味では、利害関係の中で議論が進んでいくこととなりますので、委員さんとの接触は厳格に禁止、ということになっているのです。

(堀井 関西・大阪21世紀協会理事長)

そういう意味でも、指定活用団体を大阪に、というのは筋が通っていると考えます。

(出口 議長)

では、お時間がきておりますので、休眠預金に関して、今後、大阪で指定活用団体の申請の動きが出てくれば、喜ばしいことでもありますので、本会議メンバーの皆さんで応援いただければと思います。

第2回「民都・大阪」フィランソロピー会議の議事は以上です。事務局から何か連絡等ございますか。

(事務局 橋本 副首都推進局企画担当課長)

事務局からご連絡です。本日の議事につきましては、会議規約第6条第4項に基づきまして、議事要旨を作成のうえ公表させていただきます。また次回の開催につきましては改めて事務局より調整させていただきます。

なお、先月よりメーリングリストを活用した情報提供等をさせていただいておりますが、今後できるだけメーリングリストを活用してまいりたいと思っており、皆さんの情報交換のツールとしてもご活用いただければと存じます。

ありがとうございました。